

2022年8月15日

各位

会社名 株式会社ダイオース
代表者 代表取締役社長 大久保 洋
(コード番号：4653 東証プライム)
問合せ先 執行役員管理本部長 稲垣賢一
(TEL：03-5220-1122)
(E-mail：k.inagaki@daiohs.com)

2023年3月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、2022年8月15日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第55期(2023年3月期)第1四半期報告書(自2022年4月1日至2022年6月30日)

2. 延長前の提出期限

2022年8月15日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2022年9月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2022年8月12日付で公表しました「2023年3月期第1四半期決算発表の延期に関するお知らせ」でお知らせいたしました通り、連結子会社Daiohs U.S.A., Inc. (以下、「米国子会社」という。)において固定資産管理システムと会計システムの間固定資産残高の不一致が判明したことで、有形固定資産の残高、減損評価結果に疑義が生じたことから、その原因究明を行うため社内調査を行ってまいりました。この調査の過程で、当初想定していた会計システムと固定資産管理システムの差異原因究明だけでなく有形固定資産の現物確認まで調査対象範囲が拡大したことにより、2022年7月29日に関東財務局へ企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長(再延長)に係る承認申請を提出し、2022年8月31日を提出期限とすることをご承認いただきました。

そのため、2022年3月期決算財務諸表作成及び監査対応が8月下旬まで要すること

になりますが、2023年3月期の有形固定資産期首残高が確定するのが、8月26日頃を予定しております。その後2022年4月から6月の減価償却費の再計算を行います。

Daiohs U.S.A., Inc. 単体における決算作業に当初予定から4週間遅れとなる9月2日まで要し、現地会計事務所の監査完了が9月10日となる見通しです。国内事業における監査作業は並行して実施しており、米国決算作業の終了を受けて9月10日までに連結財務諸表を作成し、会計監査人による監査手続の完了は9月14日を予定しております。

これらの結果、当連結会計年度の期首残高等を確定するために必要な過年度の連結財務諸表の訂正が提出期限までに完了せず、法令に定める提出期限までに会計監査人による監査手続が完了せず、第1四半期報告書を提出することができない見込みとなりましたので、やむなく提出期限の延長申請を関東財務局へ提出することといたしました。

5. 今後の見通し

この度の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。また、当社2023年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の提出につきましても、四半期報告書の提出に併せて実施いたします。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上